

広報はんのう有料広告掲載基準

1（趣旨）

この基準は、飯能市有料広告掲載等に関する要綱に基づく基準として定めるものであり、広報はんのうの広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2（広告に関する基本的な考え方）

広報はんのうに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

3（規制業種又は事業者）

次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びそれに類似すると認められる業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業及びそれに類似すると認められる業種
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 投機の商品に関する業種
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (7) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 市税を滞納している事業者
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

4（掲載基準）

次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載を行わない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (3) 社会的に不適切なもの
- (4) 虚偽の内容を表示するもの

- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (6) 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (9) 広告内容に関して、広告主が責任を果たすことができないおそれのあるもの
- (10) 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するようなおそれのあるもの
- (11) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (12) 本市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (13) その他、掲載する広告として不適当と認められるもの

5（表示基準）

広告掲載を行う広告の表示内容については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 市又は国等が推奨しているような誤解を与える表現をしないこと。
- (4) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。
- (5) 根拠のない表示や誤認を招くような表現をしないこと。
- (6) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。
- (7) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。
- (8) その他、掲載する広告として不適当な表現及び表示でないこと。

附 則

この基準は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年8月5日から施行する。